

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,900
	第2種電柱		4,500
	第3種電柱		6,100
	第1種電話柱		2,600
	第2種電話柱		4,200
	第3種電話柱		5,800
	その他の柱類		260
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	26
	地下に設ける電線その他の線類		16
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,200
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	13,000	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		320

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				470
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				630
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				1,100
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				1,600
	外径が1メートル以上のもの				3,200
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16
			その他のもの		53
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	4,200	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,600	
		地下に設けるもの		1,600	
		その他のもの		5,300	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	6,600			

	地下に設ける通路			3,900
	その他のもの			5,300
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	130
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,300
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,300
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	13,000
	標識		1本につき1年	4,200
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	130
		その他のもの	1本につき1月	1,300
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	130
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,300
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	13,000
		その他のもの		6,600
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	1,300
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			530
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額

	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額